

ご寄付のお願い

日本大学芸術学部では、芸術・文化全般にわたる広い視野を持った人材を養成することを教育研究上の目的として掲げ、多彩な人材を社会に輩出してきました。芸術総合学部として芸術と文化の世界にさらなる貢献ができるよう、教育研究に要する経常的経費を対象とするご寄付のみならず、広くご寄付を募っておりますので、ご支援・ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

本学部の事業活動及び発展に寄与するために寄付をされる寄付者に対して、税制上の優遇措置を行う制度が利用できますので、ご案内させていただきます。

・特定公益増進法人に対する寄付金

特定公益増進法人である学校法人に寄付者（個人または企業等法人）が教育研究に関連する寄付金を支出した際に、定められた算入限度額の金額を損金の額に算入し、所得控除を受けることができる制度です。

「特定公益増進法人に対する寄付金」について

利用できる寄付者	個人または企業等法人
税の優遇措置内容	<p>【個人】算入限度額のみ損金に算入</p> <p>①所得税に関する  <math>(\text{寄付金額} - 2,000\text{円}) \times 40\%</math> (税額控除の場合控除率) = 所得税減少額  <small>※寄付金額は総所得の40%を限度</small></p> <p style="text-align: center;">+</p> <p>②住民税に関する控除  <math>(\text{寄付金額} - 2,000\text{円}) \times 10\%</math> (住民税控除率) = 住民税減少額  <small>※寄付金額は総所得の30%を限度</small></p> <p>【企業等法人】算入限度額のみ損金に算入できる  <math>\text{算入限度額} = (\text{資本金} \times 0.375\% + \text{当該年度所得} \times 6.25\%) \times 1/2</math></p>
優遇措置対象となる税	所得税・法人税
税の優遇措置に必要な申請書類	学校法人が発行する「寄付金領収書」 学校法人の「特定公益増進法人であることの証明（写）」
寄付金入金の流れ	【直接入金】 寄付者（企業等法人・個人） ⇒ 学校法人（学部）

寄付に関する問い合わせは、下記までご連絡ください。

芸術学部会計課 E-mail: art.kaikei@nihon-u.ac.jp